

岩手県告示第173号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和元年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	東宮野目二枚橋線	花巻市下似内第1地割101番1地先から東宮野目第2地割59番1地先まで

2 指定する期日 令和元年7月31日